

国立療養所奄美和光園における自動販売機の設置・運営者の公募の公示

国立療養所奄美和光園は、当園内における入所者及び職員等（以下「入所者等」という。）のための自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

平成31年2月4日

国立療養所奄美和光園長 加納達雄

1. 事業概要

(1) 事業名

国立療養所奄美和光園における自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、園長が指定する園建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、入所者等のための自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 一時使用許可期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

なお、使用許可期間満了の日の2ヶ月前までに所定の様式により使用許可の更新申請がなされた場合であって、園長がこれを認める場合は、使用許可期間を1年間として使用許可する。ただし、平成36年3月31日以降の使用許可の更新は認めない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、自動販売機について、各々良好な運営実績が3年以上あること。 ※個人経営でも可である。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 企画書を特定するための評価基準

① 企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、

その他主要業務の実績

③売店等の各々の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地
国立療養所奄美和光園 庶務課会計班 施設管理係
電話0997-52-6311 (内線327)

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ①交付期間 平成31年2月4日(月)から同年2月19日(火)まで
ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。

- ②交付場所 (1)に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

- ①登録期限 平成31年2月19日(火) 17時00分
②登録場所及び方法 (1)に同じ 別紙「応募申込書」を持参又は郵送

(4) 企画書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 平成31年2月25日(月) 17時00分
②提出場所及び方法 (1)に同じ 持参又は郵送

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は、無効
(2) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施
(3) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記3(1)に同じ
(4) 詳細は、説明書による